



氷見市告示第 35 号

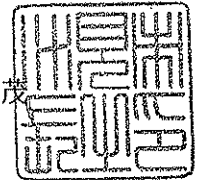
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による新保地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 6 月 23 日

氷見市長 堂 故



| 大字名 | 従前の字の区域を廃止する区域 | |
|-----|----------------|---|
| | 字 名 | 地 番 |
| 新 保 | 野 際 | 1 から 12 まで、14 から 22 まで、25 から 45 まで、68 の 1、68 の 3、68 の 4、70、71、75、76 の 1、77 から 81 まで、87 の 2、88 の 2、89 の 2、91 の 1 から 91 の 4 まで、92 の 1、93 の 1、103 の 1、106 の 1、107 から 111 まで、112 の 1、112 の 2、113 の 1、113 の 2、114 の 1、114 の 2、115、116 の 1、116 の 2、117、118 の 1、118 の 2、119、120 の 1、120 の 2、121 の 1、121 の 2、122 の 1、122 の 2、123 の 1、123 の 2、124 の 1、124 の 2、125 の 1、125 の 3、125 の 4、126 から 135 まで、136 の 1、136 の 2、137 から 139 まで、142、143、144 の 1、144 の 2、145 から 157 まで、160 から 162 まで、165 から 167 まで、176 から 182 まで、188、189 の 1 及び 189 の 2 |
| | 中 坪 | 256 の 1 から 256 の 3 まで、260 の 1 から 26 |

0の3まで、264の1から264の3まで、268の1から268の3まで、269の1、269の2、270の1から270の4まで、271、272の1から272の3まで、273の1から273の3まで、274の1から274の3まで、275の1から275の5まで、276の1から276の5まで、277の1、277の2、278から280まで、281の1、281の2、282の1、282の2、283の1、283の2、284、285の1、285の2、286の1、286の2、287の1から287の3まで、288の1、288の2、289の1、289の2、290から293まで、294の1、294の2、295の1、295の2、296の1、296の2、297、298の1、298の2、299の1、299の2、302の1、302の2、303の1から303の3まで、304の1から304の3まで、305の1から305の3まで、306の1から306の3まで、307の1から307の3まで、308の1から308の3まで、309の1から309の3まで、310の1から310の3まで、313の1から313の3まで、314の1から314の3まで、320の1から320の3まで、321の1から321の3まで、322の1から322の3まで、323の1から323の3まで、327、328の1から328の3まで、329の1から329の3まで、330、336、339から341まで、344、345、347から349まで、350の1、354から367まで、372の1から372の3まで、373、374の2、374の3、375の1から375の3まで、376、377の1から377の3まで、378の1から378の3まで、379の1から379の3まで、380の1、380の2、381の1、381の2、382の2、383の2、383の3、405の1、406、407、409から414まで及び415の1

上記区域内にある市有地の全部を含む。